3月5日一般質問 江別市 2019年第1回定例市議会2月25日~3月22日) 干場 芳子

第1回定例議会では、一般会計補正予算、骨格予算となる平成 31年度江別市一般会計予算、及び、企業会計、特別会計等を 可決しました。「札幌市及び江別市における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結について」は、自治基本条例に基づく 市民の意思が的確に反映されておらず合意形成が不十分であることを指摘し、さらに、協約の運用にあたっては効果等を検証 し、議会や市民への報告等を行うことを求め賛成しました。2つの審議会条例の改正により、新たな市民公募枠が盛り込まれ ました。意見書では、「香料の健康被害に関する調査研究や香料の成分表示等を求める意見書」などを国に提出しました。

> 問 晳 答 弁

1. 市長の政治姿勢について

・市民合意のもと社会を築いてくことが地方自治であるが、 これまで以上に市政への市民参加は不可欠だ。これまでど のように市民と向きあっていたのか、市民参加の重要性に ついての認識を伺う。

(再質問)

・内容に応じて直接、市民と向き合う場を設けているとの答 弁だが、市長の内容に応じて向き合うという考え方、意図 について伺いたい。

(再々質問)

- ・市民や各団体からの要望については、基本的に広報広聴課 で受理し、必要に応じ文書や面談により個別に対応してい るとの答弁だが、確認するが、直接市民の要請により要望 書等を市長は受け取るつもりはないという理解でよろしい
- ・おとなは子どもを差別や暴力から守り、子どもと誠実に向 き合い、子どもの思いを受け止め、子どもの最善の利益の ために、ともに考え支えていく責任があるが、改めて市長 の子どもの権利についての認識を伺う。

(再質問)

・子ども・子育て会議で条例の必要性について、後に庁内で それら意見をどのようにまとめたのか。今こそ条例制定過 程において市民を巻き込み、権利意識を深めていくことが 重要だ。生活実態調査も状況が今後明らかになるが、市と して条例を制定していく考えがあるのかないのか伺う。

(再々質問)

・子ども・子育て会議では意見の聞き取りであって、それら 意見を持って議論されたわけではない。会議では元学校関 係者が、必ず反対の立場で発言していることに大変違和感 がある。条例制定は市長の考えに依拠することが大きいと 考えるが市長の考えを再度伺う。

2. 会計年度任用職員制度について

・新制度の概要について伺う。

- ・臨時職員・非常勤職員の現状と新制度下での任用形態につ いてどのようにお考えか見解を伺う。
- 何り。
- ・職務の分担や職員配置にも影響してくる可能性があると考 えるが、新制度に向けた具体的なスケジュール等について 伺う。
- するためには、経験、スキルのある人材を確保するために

- ・総合計画策定や各種施策・事業の実施に当たっては、まちづくりへの市 民参加を推進するため、パブリックコメントや市民公募委員を追加する 条例改正を行っているほか、シンポジウムや市民説明会、市長との対話 集会など、内容に応じて、直接市民と向き合う場を設けて様々な意見を 伺っている。今後もそのような考え方のもと市政運営に当たっていく。 (再答弁)
- ・内容に応じて向き合うという考え方についてであるが、市民や各団体か らの要望については、基本的には広報広聴課で受理し、必要に応じて、 文書や面談により個別に対応している。なお、要望等の内容については 庁内で情報共有している。

(再々答弁)

- ・先ほども答弁したとおり、市民や各団体からの要望については、必要に 応じて、文書や面談により個別に対応している。このことは、市長(私) が直接、受け取らないということではなく、市民からの様々な意見は、 大切なものと認識していることから、市民からの要望を受け取ることに ついては、個別に対応していきたいと考える。
- ・子どもの権利についての市民意識の向上に努め、また、子どもの権利条 例については、当市では、これまで、子ども・子育て会議において、そ の必要性についてご意見を聞くなどしてきた。今後国の法案の審議や他 自治体の動向等を注視していきたいと考えている。

(再答弁)

・子ども・子育て会議でのご意見としては、現時点で行われている取り組 み等を充実させることが必要であり、条例制定については、教育現場に おける指導への課題などもあることから、慎重に進めた方がよいとの意 見である。国の動向を注視していく。

(再々質問)

・国において児童虐待防止対策に向けた動きがあることから、先ほど答弁 したとおり、児童福祉法及び児童虐待防止法改正案の国会審議や他自治 体の動向等を注視していきたいと考える。

- ・臨時・非常勤職員の適正な任用・勤務条件を確保することなどを目的と し地方公務員法及び地方自治法の一部が改正され、平成32年4月1日から 会計年度任用職員制度が創設される。1週間当たりの勤務時間が常勤職 員よりも短いパートタイムのものと1週間当たりの勤務時間が常勤職 員と同一であるフルタイムのものの2つの類型が設けられている。また 条例で定めることで期末手当の支給が可能となるほか、服務に関する規 定や職務給の原則など、地方公務員法上の規定についても、正規職員と 同様に適用を受けることとなるものである。
- ・平成31年2月1日現在、一般会計において臨時的任用職員については24 人、非常勤職員については296人、地域おこし協力隊員などの特別職非 常勤職員については15人の計335人を任用している。男女の比率は、男 性が76人、約23%、女性が、259人、約77%となっている。それぞれの 職の必要性を十分吟味した上で、新制度において、会計年度任用職員へ 移行するものと考えている。
- ・2020年度スタートに向け、当市における検討状況について▼・総務省から会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル か示されているところであることから、現仕、地域の実情や近瞬目冶体 の状況等も踏まえながら、勤務条件等についての制度設計を進めており 適切に対応していきたいと考えている。
 - ・制度のスムーズな導入に向け平成30年度に臨時・非常勤職員の任用実態 の把握などを行った。新たな制度の周知や平成32年度に向けた会計年度 任用職員の募集などの期間を考慮しなければならないことから、平成31 年度の早い時期に勤務条件等の制度を設計したうえで必要な条例、規則 の制定及び改正、人事給与システムの改修等行うことを予定している。
- ・公共サービスの多様化に対応し、安定的にサービスを提供・現在の臨時・非常勤職員の採用に当たっても面接による選考を実施し、 能力、適性への確認を行っているところであることから、引き続きその

も、現に働いている臨時・非常勤職員を会計年度任用職員 に移行することが市民の利益につながると考えるが、見解 を伺う。

職が設置される場合については、現在任用している臨時・非常勤職員の 希望も確認しながら、適切に対応していきたいと考えている。

(再質問)

- ・公共サービスの安定的な提供のために臨時・非常勤の存在 は不可欠であったと考える。現在の職を改めて検証し、正 規の職員の配置はもとより恒常的な職については、常勤職 員化も視野に入れ図っていくべきと考えるが見解を伺う。
- ・新制度の導入により、会計年度任用職員の給与・報酬等の 処遇にあたっては、組合との協議、意向が反映されること が求められると考えるがいかがか伺う。

(再質問)

- ・職員団体とも相談していくとのことだが、任用根拠の明確 化といった観点からも、その果たすべき役割は重要と考え る。同一労働同一賃金を推進していく上で慎重かつ適切な 対応が求められるがいかがか。
- ・臨時・非常勤職員の実態から、育児、介護休業制度の整備 が必要と考えるが、子育て応援のまちとしての考え方や今 後の対応について伺う。
- ・法の改正の趣旨をふまえ地方財政計画に必要な財源を盛り 込むよう国に要請していくべきと考えるが、財源の措置に ついてどのようにお考えか伺う。

3. 防犯カメラの運用について

・策定した要綱では防犯カメラとは、市が設ける公の施設 市の庁舎等に設置されたものと位置づけているが、江別市 個人情報保護条例の趣旨に鑑み設置対象となる防犯カメラ の考え方について市の見解を伺う。

(再質問)

- ・実態は民間が設置するカメラが断然多い。プライバシーや 個人情報の取り扱いには十分に留意することが必要だが、 再度認識を伺う。
- ・憲法13条に鑑み、プライバシーの保護に十分配慮した運用 をすべきであり、民間にも求められる。防犯カメラの設置 、及び運用に関するガイドラインを策定するべきと考える がいかがか伺う。

(再質問)

・調査・研究していきたいとの答弁だが、多くの識者はプラ イバシーの侵害を懸念しており、ガイドラインの必要性が あると指摘している。個人情報保護審査会の意見を聞くな どし、早急に検討をすすめるべきと考えるがいかがか。

4. 放射性物質への対応について

- ·2016年6月、環境省は省令で8,000Bq/kgとし、放射能汚染 された土壌及び廃棄物を再利用できるとした。 '11年の質 問に対し「放射性物質で汚染されたものは焼却することに より放射性物質が凝縮され、その焼却灰が蓄積されること で汚染される可能性が懸念される以上、受け入れるべきで はない」と答弁していることから、放射能汚染を拡げない ため、この方針を堅持すべきと考えるがいかがか。また国 に対して、放射性物質による環境汚染を防止するための法 整備等を繰り返し求めていくべきと考えるがいかがか。
- ・原発事故後に放射性物質を含むプルームが風に乗ってどこ まで移動するかは予測できない。チェルノブイリ事故では 原発から280キロ離れた村が、汚染により廃村になった例が あることからも緊急の事態に備えることが重要である。安 定ヨウ素剤の備蓄について検討する考えについて伺う。

(再質問)

・国内では、答弁のあった圏域以外の地域でも、安定ヨウ素 剤の備蓄、配布に取り組んでいる自治体がある。安全・危 険、推進・反対という二項対立を超えて、すべての人々に 必要なものであるという新しい防災の視点で、子どもたち の命を守るため市としての責務があることから、その必要 性については市民参加で検討する機会をつくるべきと考 えるが考えを伺う。

(再答弁)

- ・行政運営を行う上で、臨時職員や非常勤職員の役割の重要性は十分認識 していることから、制度導入にあたっては、職務内容に応じた適切な勤 務条件について検討していきたいと考えている。
- ・地域の実情や財政的な問題を考慮しつつ、近隣自治体の状況も参考にし ながら、今後、どのような形で進めていくか、職員団体とも相談してい きたいと考えている。

(再答弁)

- ・先ほども答弁したが、会計年度任用職員の給与水準等については、国か ら一定の考え方が示されており、あわせて地域の実情や財政的な問題を 考慮しつつ、近隣自治体の状況も参考にし、適切に対応していきたい。
- ・国の非常勤職員と同様、年次休暇、忌引休暇のほか、産前産後休暇、子 の看護休暇、介護休暇、生理休暇などを制度化しており、平成30年度か らは育児休業制度を整備し、充実を図っている。会計年度任用職につい ては、国の非常勤職員との均衡を保ちながら、総務省の事務処理マニュ アルに沿って対応していきたいと考える。
- ・現在、全国市長会を通して会計年度任用職員制度に係る期末手当などの 財源や人事給与システムの改修経費について、十分な財政措置を講じる よう、国へ要請している。引き続き、全国市長会へ財政措置を要請して いきたいと考える。

・要綱では、防犯カメラは、市が設ける公の施設において規定している。 江別市個人情報保護条例の趣旨に従って、防犯カメラの画像の管理や提 供の制限などを規定し、個人情報の適正な取り扱いを確保するものであ り、適正な管理、運用を行っていく。

(再答弁)

- ・民間施設の防犯カメラの管理、運用について、個人情報の適正な取り扱 いが行われるよう、商工会議所を通じて市内事業者に促すとともに、広 報やホームページ等で周知・啓発している。
- ・民間施設を対象としたガイドラインについては、他市の事例などについ て調査・研究していきたいと考える。

(再答弁)

・防犯カメラのガイドラインの調査研究にあたっては、商工会議所や民間 事業者の方に市の取り扱いを説明し、併せて個人情報の取り扱いの実態 や意見を聞きながら進めていく。なお、個人情報の保護に関連する内容 については、江別市個人情報保護審査会に相談していきたいと考える。

- ・東日本大震災の発生に伴う原子力発電所の事故により、国は、特措法を 公布し、放射性廃棄物の処理基準を示した。現在、大気汚染防止法、水 質汚濁防止法など4法律が改正され、放射性物質による大気汚染、水質 汚濁がそれぞれ、同法の適用対象となるとともに、国が、汚染、汚濁の 状況を常時監視することなどが規定された。放射性物質を含む土壌及び 廃棄物を受け入れることについては、過去に答弁した焼却処理に対する 考え方と同様であり、放射性物質に関する法整備を求めることについて は、昨年の北海道市長会秋季要請活動において、土壌汚染対策法や廃棄 物の処理及び清掃に関する法律などが、放射性物質による汚染について 法の適用除外となっている状況を踏まえ、関係制度の見直しなどについ て、国に要請したところである。今後も、北海道市長会を通じて、同様 の要請活動を継続していきたい。
- ・当市は、泊発電所から約80キロメートルにあることから、これら北海道 地域防災計画に定める、安定ヨウ素剤を備蓄する区域の外に位置してい る。今後も、安定ヨウ素剤の備蓄については、北海道地域防災計画に沿 って対応していきたいと考えている。

(再答弁)

・先ほど答弁したとおり、北海道地域防災計画では、泊発電所から、概ね 半径30キロメートル圏を緊急防護措置準備区域として定め、安定ヨウ素 剤の備蓄や配布、服用などに関する項目を規定している。北海道地域防 災計画に沿って対応していきたいと考える。

コメントの追加 [C1]: